

## 目次

<a href="#">第 87 回例会・勉強会の報告</a>	P. 1
別紙 1 <a href="#">事務局報告</a>	P. 2
別紙 2 <a href="#">政治の現況について</a>	P. 3
別紙 3 <a href="#">緊急警告 054 号</a>	P. 6
<a href="#">「夫婦同姓を強要する法規を合憲とした最高裁判決に抗議する」</a>	
別紙 4 <a href="#">読者のひろば</a>	P. 7

---

## [第 87 回例会・勉強会の報告](#)

7月25日、都内・三田いきいきプラザにて第87回例会・勉強会を開催した（参加者5名；会員76名）。

例会では、鹿島委員が座長となり、事務局報告を福田共同代表が行い（[別紙 1](#)）、続いて政治の現況を草野委員が報告し（[別紙 2](#)）、「緊急警告 054 号 夫婦同姓を強要する法規を合憲とした最高裁判決に抗議する」（[別紙 3](#)）の発出について柳澤委員が要旨を説明した。

事務局報告では福田代表から、①来信の紹介、②労働者文学会が三鷹事件再審署名を開始した、③後藤富士子弁護士著の冊子 11 号『日本国憲法の司法』の反響の拡大、④緊急警告 054 号「夫婦同姓を強要する法規を合憲とした最高裁判決に抗議する」の発出、⑤「上映委ニュース」7.7 号森正孝氏論説の紹介（[別紙 4](#)）、などが報告された。この中で、⑤森正孝氏論説について、「これを全面的に是とできるか疑問」「米の民主主義を全否定できるか」「ウイグル、香港問題の延長線上に台湾問題がある」「台湾有事などという煽りに警戒すべき」「中台の相互理解が大事」などの意見が出された。

政治の現況報告では草野委員から、「台湾有事の集団的自衛権に言及した麻生副総理には辞任要求すべきである」との点が強調された。その他の課題では、宮城県水道民営化の危険性、都議選低得票率と自公を都民ファーストが支える選挙結果、などについて意見が出された。

緊急警告 054 号については、柳澤委員から「2015 年の判決では女性 3 名、男性 2 名の判事が民法の規定を違憲とした。今判決は、違憲判断した裁判官が 1 名減少したという点からも時代に逆行している」という点が強調された。

勉強会では、政治の現況報告から、「麻生副総理、台湾有事で集団的自衛権行使発言『日米で台湾を防衛』」「米軍、日本列島に対中ミサイル配備計画。列島要塞化」に焦点を当てた。議論は、「中国が台湾への武力侵攻することはない」「米は日本列島を盾に対中戦略を考えている」「国論がオリンピックとコロナに向いている。偶発的に戦争が起こる危険性がある。米中の単なる煽りと軽視してはならない」「麻生の発言は憲法違反だ。野党は辞任を求めるべき」「習近平体制の台湾統一は歴史的任務だが、台湾の意思を尊重すべきだ」「香港の民主化闘争は帝国主義の陰謀。CIA が介入している」「基地の偏在に見られるように沖縄に民主主義は機能していない」「本土の多数意見が少数を圧殺している」「地方自治と民主主義の概念を混同すべきではない」など、意見が分散多様化した。

なお、8月の勉強会は直近の政治課題をテーマに開催する予定である。

<別紙 1> **事務局報告**

※ 郵送費節約のため、メール受信が可能な方はアドレスをご一報下さい。  
福田玲三（事務局）

- 1) 来信 当会ニュース読者の川口貞勝氏（東京都足立区）より  
川口氏が知人の合田虎彦氏の著書『非戦の国防論』について感想文を合田氏に送り、そのコピーが届いたので紹介する。

ご案内頂いた『非戦の国防論』あけび書房から取り寄せ早速読ませて頂きました。素晴らしい力作ですね。（中略）

以下、若干の感想を記させていただきます。

- ① 「はしがき」が素晴らしいです。11項目の「笑えない事実」の提起と、その轍を二度と踏まないための方策の提起は戦後75年を過ごしてきた日本人の重要なテーマといえます。
- ② 全体に論文調でなく話し言葉で語られていることは、やや硬いテーマを理解する上で、極めてわかりやすい点で、秀逸だと思います。
- ③ 章立ての見出しが柔らかく読む者をひき込む力になっています。各章の初めに識者の残した名文を一言ずつ配されているのも実にユニークです。また章の終わりに著者の『感想の一言』が付されているのも光っていました。
- ④ 語られている史実もよく調べられており、この労作の説得力を高めています。
- ⑤ 60年安保世代の我々はすでに80歳代に突入しています。本書に出てくる諸事実は大体理解できるのですが、我々より若い世代の人たちは理解出来るだろうか、という心配は確かにのこる次第です。スマホ世代の人々に本書の趣旨が少しでも伝わればよいと願っています。ひきつづきのご健闘を祈っています。」

※編集より：なお、同書の章立て（要旨）は以下の通り。第1章 脅威論、第2章 憲法9条、第3章 自衛隊、第4章 在日米軍基地、第5章 戦争とは何か、第6章 仮想敵国と「侵略」、第7章「積極的平和主義」と集団自衛権、第8章 丸腰論、第9章 基地の完全撤廃、第10章 自衛隊が生まれ変わった。（2021年3月1日刊 定価1600円＋税）

- 2) 労働者文学会が三鷹事件の再審署名を開始  
労働者文学会はさる7月8日開催の第2回拡大幹事会で、同会員向け『通信・労文』に三鷹事件の再審要請署名用紙を同封し、運動の拡大を図ることとした。
- 3) 当会冊子シリーズ11号の反響  
シリーズ11号『日本国憲法の司法—「法治国家」から「法の支配」へ—』（後藤富士子著）を去る6月15日に発刊したあと、当会読者の反響と別に、全国の弁護士諸先生16名より振替入金、問合せ、入会申込などがあり、反響はさらに拡大している。
- 4) 緊急警告054号「夫婦同姓を強要する法規を合憲とした最高裁判決に抗議する」を发出 [\(別紙3\)](#)
- 6) 集会の案内  
『週刊金曜日』（東京南部読者会）  
8月27日（金）18:00～19:30 大田区消費者生活センター第4集会室（JR蒲田駅東口徒歩5分）
- 7) 当面の日程
- |            |                     |               |
|------------|---------------------|---------------|
| 第87回例会・勉強会 | 7月25日（日）13:30～16:30 | 三田いきいきプラザ集会室A |
| 第90回運営委員会  | 8月1日（日）13:00～       | 新橋ばるーん303号室   |
| 第88回例会・勉強会 | 8月22日（日）13:30～16:30 | 三田いきいきプラザ集会室B |
| 第91回運営委員会  | 8月29日（日）13:00～      | 新橋ばるーん202号室   |
| 第89回例会・勉強会 | 9月26日（日）13:30～16:30 | 三田いきいきプラザ     |

(1) 主なニュース一覧 (2021/6/217/20)

- \* 森友公文書改ざん「赤木ファイル」、大阪地裁の決定うけて開示される (2021/6/22)
- \* 最高裁、夫婦別姓認めず 同姓規定に「合憲」判断 (2021/6/23)
- \* 東京都議選結果、投票率は 42.39%。自公過半数獲得できず (2021/7/5)。
- \* 宮城県、水道民営化決める。上下水道含めた民間委託、全国初 (2021/7/5)
- \* 麻生副総理、台湾有事で集団的自衛権行使発言。「日米で台湾を防衛」 (2021/7/5)
- \* 政府、東京に 4 度目の緊急事態宣言発令。沖縄は宣言延長、大阪・埼玉・千葉・神奈川には「蔓延防止等措置」を延長。いずれも 7 月 12 日～8 月 22 日まで (2021/7/8)
- \* 米軍、日本列島に対中ミサイル配備計画。列島要塞化 (2021/7/8)
- \* 大阪地裁、「表現の不自由展」開催施設の利用認める決定 (2021/7/9)
- \* 西村大臣「酒禁止、金融機関通じ」発言に批判収まらず釈明、撤回 (2021/7/9)
- \* 広島高裁、「黒い雨」訴訟で原告全員被爆者と認める (2021/7/14)
- \* 菅内閣支持率急落。読売 37%、時事 29.3%、毎日 30%、朝日 31%、 (2021/7/13～18)

(2) 新聞社説、ニュース記事 (議論の活発化のため、あえて意見の異なる主張も掲載)

①毎日新聞 2021 年 6 月 23 日 ニュース記事

**最高裁、夫婦別姓認めず 同姓規定に「合憲」判断 15 年に続き**

夫婦別姓を認めない民法と戸籍法の規定が憲法に違反するかどうか争われた 3 件の家事審判の特別抗告審で、最高裁大法廷 (裁判長・大谷直人長官) は 23 日、両規定を「合憲」とする決定を出した。合憲判断は 2015 年に続き 2 回目。東京都内に住む事実婚の男女 3 組が、別姓での婚姻届を受理するよう家庭裁判所に求めていたが、受理しない判断が確定した。

3 組は 18 年、婚姻届の夫婦どちらかの姓を選択する欄を夫婦両方にチェックを入れて提出。自治体が受理しなかったため 1 組が東京家裁に、2 組が東京家裁立川支部に申し立てた。「同姓規定は別姓を望む夫婦を法律婚から排除しており、憲法の保障する法の下での平等や婚姻の自由に反する」と主張したが、両家裁は同姓規定を合憲として申し立てを却下し、東京高裁も支持した。

最高裁大法廷は 15 年の判決で、夫婦同姓規定について「家族の呼称として、姓を一つに定めることには合理性がある。女性側が不利益を受けることが多いとしても、通称使用の広がりや緩和される」などとして合憲と判断した。今回の家事審判は、第 2 小法廷と第 3 小法廷が 20 年 12 月に大法廷に回付した。【近松仁太郎】

②毎日新聞 2021 年 7 月 5 日 ニュース記事

**宮城県、水道運営権を民間に売却へ 上下水道含めた委託は全国初**

宮城県議会は 5 日、上下水道と工業用水の 20 年間の運営権を民間に売却する「みやぎ型管理運営方式」の関連議案を賛成多数で可決した。上水道を含めた 3 事業一括の民間委託は全国初で、県は 2022 年 4 月の事業開始を予定する。

県は引き続き施設を所有し、水質管理や経営監視も行うとしている。議会には、水処理大手メタウォーター (東京) やフランスのヴェオリアグループの関連企業など 10 社で構成する企業グループに運営権を設定する議案のほか、グループの財務状況などを議会に報告するよう求める条例も提出され、可決・成立した。

水道 3 事業の運営権だけを民間に売却する「みやぎ型」を巡っては、人口減や設備の老朽化による利用者の負担増を抑えるためとして、村井嘉浩知事が中心となって推進。外資系企業の参入に対する不安や運営形態が不明確との声もあり、導入に反対する市民団体が約 2 万筆の署名を集めた。【滝沢一誠、藤田花】

③日本経済新聞 2021 年 7 月 5 日 ニュース記事

**台湾有事の集団的自衛権行使に言及 麻生副総理**

麻生太郎副総理・財務相は 5 日、中国が台湾に侵攻すれば安全保障関連法に基づく「存立危機事態」

と認定し、集团的自衛権の限定的な行使もありうると言及した。都内の講演で語った。

麻生氏は「(台湾で)大きな問題が起きると存立危機事態に関係しても全くおかしくない。そうなる」と日米で一緒に台湾を防衛しなければならない」と指摘した。麻生氏は政府の国家安全保障会議(NSC)の4大臣会合のメンバーだ。

中国の習近平(シー・ジンピン)総書記(国家主席)が中国共産党創立100年の記念式典で台湾統一を「歴史的任務」と語ったことにも触れ「台湾の様相が極めて厳しいものになってきた」と述べた。

#### ④朝日新聞 DIGITAL 2021年7月8日 ニュース記事

##### 米、対中ミサイル網計画 配備先、日本は「最有力候補」

米インド太平洋軍(司令部・ハワイ)が九州・沖縄から台湾、フィリピンを結ぶ第1列島線に沿って対中ミサイル網を構築する計画を進めている。米国は配備先として第1列島線の延長線で中国に近接している日本国内を最有力候補地と考えており、実際に配備となれば、日本は米中対立の最前線として軍事的緊張を強いられることになる。(ワシントン=園田耕司、編集委員=佐藤武嗣)

「中国は今世紀半ばまでに米国より軍事的な優位性をもつ考えを公言している。強力な経済力を持ち、徹底的に資源を投資するつもりだ」。米軍制服組トップのマーク・ミリー統合参謀本部議長は6月中旬、上院歳出委員会の公聴会でこう述べると、危機感を示した。「米国は平和と抑止を続けるために軍事的な優位性を維持しなければいけない。失敗すれば、将来の世代を大きなリスクにさらすことになる」

##### 背景に中国のミサイル開発強化

2022会計年度の国防総省予算では、「太平洋抑止イニシアチブ(PDI)」に51億ドル(約5600億円)が計上された。PDIは中国への対抗を目的として、太平洋地域での米軍強化のために設置された新たな基金だ。米インド太平洋軍はさらに8億9千万ドルを要求する考えも議会に示している。

インド太平洋軍が3月、PDIに基づき、米議会に提出した予算要望書のリストの中で最も注目されるのが、第1列島線に沿って配備される射程500キロ以上の地上発射型ミサイル網の構築だ。5年間の総額として29億ドルを計上。米国が中距離核戦力(INF)全廃条約から脱退したことでこの射程の配備が可能になった。(以下、略)

#### ⑤毎日新聞 2021年7月9日 ニュース記事

##### 「表現の不自由展」大阪地裁が施設の利用認める決定 開催可能に

企画展「表現の不自由展かんさい」の会場に予定されていた大阪府立施設の利用承認が取り消された問題で、大阪地裁は9日、実行委員会側が求めた執行停止の申し立てについて、会場の利用を認める決定を出した。森鍵(もりかぎ)一裁判長は利用承認を取り消す差し迫った危険がないとした上で、「正当な理由なく利用を拒否するのは憲法の保障する表現の自由の不当な制限につながる」と述べた。決定は即座に効力を持つため、企画展の開催は一転して法的に可能になった。

企画展は7月16～18日に大阪市中央区の大阪府立労働センター(エル・おおさか)で予定されていたが、施設の指定管理者が「安全の確保が困難」などとして6月25日付で利用の承認を取り消していた。

管理者は一般財団法人・大阪労働協会などをつくる共同事業体「エル・プロジェクト」。府条例に基づき、利用承認の可否を判断する府の権限は管理者に委ねられている。

実行委側の申立書などによると、管理者は3月6日に施設の利用を承認したが、実行委が開催を公表した6月中旬以降、中止を求める電話や街宣車による抗議活動が相次いだ。管理者はこうした点を承認取り消しの理由に挙げている。

実行委側は、抗議に脅迫や警察に通報が必要な事例はなく、具体的な危険が差し迫った状況ではなかったと主張。「会場を使わせないのは、表現の自由を保障した憲法21条に違反している」として、処分の取り消しを求めて大阪地裁に提訴するとともに、処分の効力を一時的に止める執行停止も申し立てていた。

一方、同様の企画展「私たちの『表現の不自由展・その後』」が開かれていた名古屋市の会場宛てには8日、爆竹のようなものが入った郵送物が届いて破裂した。施設を所有する市は「施設や利用者等の安全を確保するため」として、同展の開催期間最終日としていた11日まで施設を臨時休館すると発表した。【松本紫帆、宮川佐知子】

## 決定の骨子

- ・大阪府立施設の利用承認の取り消し処分の効力を停止する
- ・施設への抗議内容などを踏まえると、警察による警備などで防止することができないような重大な事態が発生する具体的な危険性があるとまではいえない
- ・公の施設が正当な理由なく利用を拒否することは憲法が保障する集会の自由、表現の自由の不当な制限につながる恐れがある

### ⑥毎日新聞 2021年7月9日 ニュース記事

#### 吉村知事「指定管理者は即時抗告を」 不自由展施設利用決定で

企画展「表現の不自由展かんさい」の会場に予定されていた大阪府立施設の利用を認める決定を大阪地裁が出したことについて、吉村洋文知事は9日、記者団に「施設内には保育施設もある。（開催されたら）何が起きるか分からず、非常に危険なことが起きる可能性だってある。子供たちをリスクにさらすのはおかしい」と述べ、指定管理者は大阪高裁に即時抗告すべきだとの考えを示した。

吉村知事は、名古屋市で開かれていた「私たちの『表現の不自由展・その後』」の会場に届いた郵便物が破裂し、施設が臨時休館になった事態に言及。「企画展の内容には踏み込まないが、名古屋では施設そのものが使用できなくなった。施設を安全に管理・運営する観点から（利用承認を）取り消すのは当然のことだ。指定管理者には府の考え、僕の考えを伝える」と語った。【村松洋】

### ⑦中国新聞 2021年7月16日

#### 【社説】バッハ氏の広島訪問 核廃絶誓う気あるのか

東京五輪に合わせて来日している国際オリンピック委員会（IOC）のバッハ会長がきょう、広島市中区の平和記念公園を訪れる。原爆慰霊碑に献花し、原爆資料館を見学するという。コース調整委員長も被爆地の長崎を訪問する。

一人でも多くの人に来てもらい、原爆の惨禍に触れてほしい。被爆地の思いは、共通していよう。だが困惑している市民は多いのではないのか。

新型コロナウイルス禍が収まらない中、なぜ今、このタイミングでIOC幹部が広島、長崎を訪れるのだろう。五輪が「平和の祭典」であることをアピールするなら、感染の心配がない時期に来られたはずである。コロナ禍で強行する五輪に、被爆地のイメージを安易に利用するのだとしたら許されない。

バッハ氏は8日に来日し、4度目の緊急事態宣言下にある東京に滞在している。広島県は県民に、宣言の対象地域との行き来を、最大限自粛するように求めているさなかである。

感染を拡大させる懸念が残る大会の開催について、バッハ氏は「日本国民が恐れる必要はない」と述べ、五輪関係者と日本の住民を明確に隔離する措置を講じているとアピールしていた。その言葉とは裏腹に、早速、街を出歩く関係者の姿が報じられ、感染対策の「穴」が明るみに出ている。不安は拭えない。

被爆地訪問に7月16日を選んだのは、国連で採択された「五輪休戦決議」の期間が始まる日だからという。IOC幹部がそろって被爆地に足を運び、スポーツを通じた平和の取り組みを訴える演出だろう。

しかし、きょうは76年前、米国が人類史上初の核実験をニューメキシコ州で実施し、忌むべき核時代が幕開けした日でもある。それから間もなく、広島、長崎の市民の頭上に原爆が投下され、あまたの命が奪われた。

そのことへ想像力を働かせるべきではないか。被爆地で平和を唱えたいなら、核兵器廃絶を呼び掛ける決意が求められる。

バッハ氏は、米国のオバマ前大統領が訪問した時と同様に、異例の態勢で迎えられる。湯崎英彦県知事が出迎えるほか、公園内や資料館への訪問時には一般客の立ち入りを制限する。

高齢の被爆者とも会談するという。体験証言はぜひ聞いてほしいが、感染対策は万全なのか心配だ。コロナ下で、被爆者は対面での証言活動をできずにいる。多くの学校が修学旅行の延期や中止を決めるなど、聞く側も会うのを取りやめたり、オンラインに切り替えたりして自粛している。そんな中、バッハ氏の特別扱いには違和感も残る。

バッハ氏の広島訪問中止を求める市民のネット署名も広がっている。反対の声を押し切ってまで来るなら、核が人類にもたらした悲惨から目をそらしてはならない。今後は、核保有国では五輪を実施しな

いと、被爆地で明言するくらいの覚悟があってもいいはずだ。巨大ビジネスと化した五輪を、真に「平和の祭典」に変えることを、被爆地で誓ってほしい。

核兵器廃絶について踏み込んだ発言をできるのか、被爆地訪問を今後の五輪運営にどう生かすのか。被爆地の内外で、核なき世界を求める人々が、厳しい視線を注いでいることを、忘れてはならない。

### <別紙 3> 緊急警告 054 号

#### 夫婦同姓を強要する法規を合憲とした最高裁判決に抗議する

2021年6月23日、最高裁大法廷は、夫婦同姓を強要する民法750条及び戸籍法74条1号が、憲法24条に違反するものではないとして、原告らの訴えを退けた。

原告である事実婚カップル3組の訴えは、それぞれが同意して別姓で婚姻届けを提出したが、役所が民法750条及び戸籍法74条により受理しなかったことから、憲法24条で保障された「婚姻の自由」及び「法の下での平等」を定めた憲法14条に反するとして、憲法判断を求めた訴訟である。

憲法24条は、第1項で「婚姻は両性の合意のみで成立し、夫婦が同等の権利を有する」とし、第2項で「婚姻に関する法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して制定されなければならない」としている。

しかしながら、民法750条は「夫または妻の氏を称する」ことを強要し、戸籍法74条は、「夫婦が称する氏の届出」を、法律婚の絶対条件としているのである。

民法及び戸籍法のこの規定は、明治憲法下で施行された法制度をそのまま継承しており、現憲法に違反する条文であることは明らかである。司法の最高機関である最高裁が、明治憲法下の家の思想から依然として脱却できず、現憲法に則った「婚姻の自由」を認めない民法及び戸籍法を「合憲」と判断するなど、あってはならないことである。

今や先進国で別姓の結婚を認めないのは日本だけと言われ、男女平等ランキングでも、世界で120位前後の低位にあり、ジェンダーギャップの解消が官・民のあらゆる分野で社会的課題となっている。にもかかわらず、日本の男女平等への動きは鈍いと言わざるを得ない。一例が1980年に日本も締結した国連の「女子差別撤廃条約」遵守への取り組みである。同条約は「姓を選択する権利」を明記し、締約国に夫と妻が個人的権利を確保するための適切な措置をとる義務を定めている。日本政府は、女子差別撤廃委員会により2016年、この義務の履行を要請する3度目の正式勧告を受けたが、これを全く無視し続けており、憲法24条2項の両性の平等の理念に反した行動をとり続けているのである。

政権保守層に代表される夫婦別姓否定派の主張する反対理由は、次の通りである。

- ① 同姓が広く定着し、別姓を認めれば伝統的な家族の絆が希薄になる。
- ② 夫婦同意のもとに姓を選択していて男女不平等はなく、通称も広く認められている。
- ③ 子の姓の選択にあたり夫婦のトラブル発生や、片親と姓が違うことによる子供への偏見などの恐れがある。

いずれの理由も説得力に欠けるが、特に「伝統的な家族の絆」などは極めて曖昧である。

離婚率（年間の離婚数／婚姻数）は35%前後と、戦後一貫して増加傾向にあり、少子家族や子を持たない夫婦の増加、老親との別居など、夫婦・親子関係の構造的変化が続き、「伝統的な家族の絆」なるものの実態は極めて曖昧で、その定義すらはっきりしない。

また、「同意の上での同姓の選択」についても、現実問題として男性の姓を選ぶ割合が96%（2015年厚労省調査）という現状は、女性が男性に服従する関係が想起され、実体として男女平等ではなく、通称使用による公的手続等の支障は解消されない。

唯一、子供への影響について世論調査上最も憂慮されているが、これも法的に確立され、定着化していけば解消される問題である。

以上の通り、同姓支持派の主張には、選択的夫婦別姓の世論調査上の支持率が60~70%である事実や、現代社会の構造変化を何ら考慮されていないにもかかわらず、最高裁はこれを是認しているのである。

今回の大法廷判決は、裁判官15名中4名が違憲判断したものの、11名の多数意見は合憲。多数意見の内容は2015年の大法廷判決をほぼ引用したもので、6年間の社会の変化、具体的には女性の就業率の上昇、ジェンダーギャップ縮小に向けての官民の職場での女性管理職増や女性政治家比率向上などの動きに逆行し

て、違憲判断した裁判官は1名減少したという結果であった。

2015年の大法廷判決があったとは言え、これを覆すことができたはずである。しかし、最高裁は2015年判決を形式的に容認したのみで、2015年と同じく、国会にその議論を求めたのである。もちろん国会が立法機関として議論せねばならないのは当然であり、それを怠っていたという非はあるが、最高裁として自信をもって合憲判決を出すのであれば、三権分立の一角であり、憲法81条で与えられた最高裁判所の「違憲立法審査権」という、極めて大きく重要な権限・責務があるのであるから、国会に下駄（げた）を預けるような判決を出すべきではない。憲法81条は「最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。」と定めているからである。

国会はいわば政争の場であり、特に首相など政権与党の実力者の意向に強く影響される傾向が強い。現に安倍政権下においては、首相の戦前回帰的価値観から、議論の進展には限界があった。その意味で、こうした基本的人権にかかわる問題について、最高裁は国会に判断をゆだねてはならないのである。

夫婦の姓の問題は、個人のアイデンティティーだけの問題ではなく、未だに日本社会に根強く存在する男女差別、特に所得格差による女性の生活権侵害にも通じる、極めて重要な要素を含んでいる。事実婚という法的に不安定な状態を選ばざるを得ないカップルの人権侵害解消はもとより、根本的な男女差別解消への大きな一歩と捉（とら）え、最高裁は「夫婦同姓」強要という人権侵害撤廃の責任を果たすべきであった。今回の不当判決に強く抗議する。

(2021年7月10日)

---

<別紙4> [読者のひろば](#) (ご意見・情報など、なるべく600字以内で投稿歓迎)

- 「上映委ニュース」7.7号(『侵略』上映委員会発行)の巻頭に編集者・森正孝氏の論説「『台湾・人権』であおるバイデン・スガの時代錯誤」が掲載されている。以下はその要旨。

**民主主義か専制主義か！米国の民主主義こそ正義だ！  
相も変わらぬ冷戦思考！“アメリカ病”の再発！**

#### G7は中国に敵対するクラブではない

外電や海外メディアを注視するまでもなく米日の対中姿勢が世界基準(グローバルスタンダード)でないことは明らかだ。

ドイツのメルケル首相からは「中国は協力パートナーである。中国の協力がなければ気候変動などの分野は永久に打開策を見つけれられない。G7は中国の一带一路政策に敵対するものではない。我々は米国の考えとは一線を画す」と。

フランスのマクロン大統領からも「はっきりさせたいのは、G7が中国に敵対するクラブではないということだ。中国は数億人の貧困脱却を果たした。西側と中国の関係の発展には誠意と尊敬が必要でG7は中国との相違ばかりを誇張してはならない」と。

#### したたかなアジア

対中敵対姿勢が国際基準でないことは、アジアでよりはっきりする。

例えばQUAD(日米豪印)の首脳会議(日米会談の1カ月前)では、スガ首相が事前に用意した「中国の東シナ海および南シナ海における一方的な現状変の試みに強く反対する。中国海警法を深刻に懸念する」はインドの反対で消去された。

インドは「第三世界」の中で、中国に次いで大国への道を突き進んでいるため、米日ともその抱き込み＝対中包囲網(反中同盟)に組み込みたい意思がありありと見える。しかしインドの対中姿勢はそう単純ではない。

インドは中国主導の「アジアインフラ投資銀行(AIIB)」設立に参加。ムンバイでAIIB総会も開いている。中国は最大の出資国でありインドは最大の貸付けを受けている国である。またインドはブラジル、ロシア、中国、南アフリカとともに「新興5カ国(BRICS)首脳会議」のメンバーでもあり、アメリカの一極支配に与しない「多極化世界」の担い手でもある。アセアン・ASEAN(東南アジア諸国連合10カ国・ブルネイ・カンボジア・インドネシア・ラオス・マレーシア・ミャンマー・フィリピン・シンガポール・

タイ・ベトナム) も日米の甘言誘導政策にはしたたかに対応し、戦略的自律性を保持している。

★刷り込まれる「中国脅威論」

「台湾危機」という虚構

中国にとっての台湾／「核心的利益」とは？

★尖閣は「棚上げし共同開発」

ウイグルで集団虐殺（ジェノサイド）はあったのか？

★米英の学者から「ジェノサイド認定は撤回すべき」と。

★アメリカに人権を語る資格があるだろうか！

米国は一貫して自らを「丘の上の街」と思い、「人権は天から与えられた使命」と人道主義の名のもとに外へ向かって武力行使をしてきた。米国は 1776 年の独立以来 240 年の歴史で戦争をしなかった期間は 20 年足らず。第二次大戦後、世界 153 の地域で 248 回武力衝突が起きたが、米国が発動した戦争は 201 回、81%を占める。米国はどれにも人道・平和・自由の旗印をかかげ、その旗印で何百万、何千万の人々の命が奪われた。

---

◆当会への入会ご案内（会費は無料） 参照：[https://kanzengoken.com/?page\\_id=1003](https://kanzengoken.com/?page_id=1003)

「完全護憲の会」入会申込書

No.

氏 名	
ふりがな	
入会年月日	20 年 月 日
メールアドレス	
住 所	〒
電話番号	
入会金 (1000 円)	<input type="checkbox"/> 支払い済み <input type="checkbox"/> 未払い

[目次に戻る](#)